

鳥羽市議会運営委員会会議録

平成30年3月27日

○出席委員（6名）

委員長 世古安秀

委員 戸上健

委員 尾崎幹

議長 浜口一利

副委員長 山本哲也

委員 坂倉広子

委員 坂倉紀男

副議長 木下順一

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・寺田総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 濱口博也

書記 中山真緒

次長  
兼庶務係長 上村純  
兼議事係長

(午前11時00分 開会)

○世古安秀委員長 それでは、本会議に引き続きお疲れさまです。

ただいまから、議会運営委員会を開催いたします。

早速ですが、平成30年3月30日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。  
総務課長。

○寺田総務課長 総務課寺田です。よろしくお願いします。

それでは、平成30年3月30日会議に提出いたします議案について説明をさせていただきます。

提出議案一覧表のほうをごらんください。

議案第69号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、それから、諮問第1号から第3号、人権擁護委員の推薦についての人事案件4件と、それから、議案第70号から議案第72号の条例議案3件の計7件を上程をいたします。

議案の概要について、次ページのほうを、裏面のほうをごらんください。

議案第69号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてと、諮問第1号から第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、これは、3月8日の全員協議会で説明をさせていただきました人事案件でございます。

次に、議案第70号、鳥羽市市税条例等の一部改正についてでございます。

提案理由ですけれども、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容ですけれども、まず、市民税につきましては、①としまして非課税の範囲でございます。これは、平成33年1月1日の施行となっております。

内容ですけれども、障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件引き上げでございます。現在、合計所得金額は125万円以下となっておりますが、これを135万円以下に改正をいたします。次に、均等割、所得割非課税限度額を10万円引き上げます。

②としまして、資本金1億円超の普通法人等への電子申告の義務づけでございます。こちらは、平成32年4月1日施行となっております。

次に、たばこ税でございますけれども、①としまして税率の段階的改正。平成30年10月1日から3段階で引き上げることとしております。

②としまして、製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設いたしております。

③としまして、加熱式たばこの課税標準の段階的改正でございます。加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、現在の重量のみによる計算方式から、新たに重量による計算方式プラス価格による計算方式に変更するものでございます。平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に移行をいたします。

次に、固定資産税についてでございます。

こちらにつきましては、土地の価格の特例、それから固定資産税の特例、それから固定資産税の減額の延長をいたしております。

次に、議案第71号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正についてでございます。

提案理由は先ほどの議案と同様でございます。

主な内容ですけれども、都市計画税の特例、減額の延長を行っております。

次に、議案第72号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。こちらについても、提案理由は同じでございます。施工は平成30年4月1日となっております。

①としまして、課税限度額の見直しでございます。基礎課税額、現行が54万円でございますけれども、これを58万円に改正をしております。

それから、②としまして、軽減判定所得の見直しでございます。7割軽減基準額33万円。これは現行どおりでございます。5割軽減基準額でございますけれども、現行が33万円プラス27万円掛ける被保険者数となっておりますけれども、こちらを33万円プラス27万5,000円掛ける被保険者数に改正をいたします。

次に、2割軽減基準額でございますが、現行は33万円プラス49万円掛ける被保険者数となっておりますが、こちらを33万円プラス50万円掛ける被保険者数に改正するものでございます。

なお、議案第70号から議案第72号の条例議案につきましては、提案理由にございますように、地方税法等の一部を改正する法律等が国会で可決された後、提案をさせていただく予定ですので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、議案の上程等について事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○濱口事務局長 それでは、私のほうから本会議の日程等についてご説明をいたします。

3月30日の会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長から説明のありましたとおり、固定資産評価審査委員会委員及び人権擁護委員の選任に関する議案4件と鳥羽市市税条例等の一部改正外条例議案3件の合わせて7件でございます。

次に、お手元の議事日程をごらんください。

3月8日の全員協議会で説明をさせていただきました案件です。

まず、固定資産評価審査委員の選任と人権擁護委員の推薦に関する案件について……

○世古安秀委員長 ちょっとお待ちください。議事日程ちょっと、資料がない。

しばらくお待ちください。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時09分 再開)

○世古安秀委員長 それでは、再度事務局長の説明を求めます。

○濱口事務局長 すみません。

それでは、お手元の議事日程を、申しわけございません、議事日程のほうも確認ください。

まず、議案ですが、固定資産評価審査委員の選任と人権擁護委員の推薦に関する案件について議案上程を行

います。

趣旨説明の後、議案精読のための暫時休憩を挟みまして、議案に対する質疑を行います。

人事案件につきましては、委員会付託を省略し、質疑を行うが、討論は行わないとありますので、このように取り扱いをさせていただきます。

質疑が終了しましたら、そのまま表決となります。

次に、上程予定の鳥羽市市税条例等の一部改正議案外につきましては、国の平成30年度税制改正法案の成立に伴う条例の一部改正でありますことから、現段階ではまだ確定しておりませんが、参議院の可決いかんにより本会議の再開時刻が左右されますので、ご承知おきください。

よって、参議院の状況を見て追加上程となりますので、この間は暫時休憩となりますが、万が一、可決がされず翌日になる場合には自然散会となり、改めて会議を招集、再開することになりますことをご承知おきください。

追加上程された3議案につきましては、趣旨説明の後、議案精読のための暫時休憩を挟みまして、議案に対する質疑を行います。

各条例改正議案につきましては、国の税制改正に伴う条例の一部改正でありますことから、委員会付託を省略いたしまして、討論、表決となります。

質疑につきましては、本来、前日の正午までに通告をしていただくようになってございますが、国会の審議状況が不明であり、議案書の到着がどの時点になるか判断がつきませんことから、議案到着の状況を見てお知らせをしたいと思います。

以上、よろしくご審査のほどお願いをいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 一点お聞きしますけれども、70号から72号の日切れ法案ですけれども、国会のほうでは子ども・子育て法も日切れになるということで、それに関する市の条例の議決といいますが、一部改正というのは必要ないのでしょうか。

必要ないのかどうか、それは議案の中に入っていないもので。

○世古安秀委員長 局長。

○濱口事務局長 税条例で4月1日から動くものは税法としていただいておりますので、その部分については日切れという形で改正ができるような準備はしておるんですが、今、戸上委員が言われた案件につきましては、すぐに適用するような状況ではないのかなというふうには考えておるので、ちょっと今の段階では何とも言えないということで、ご了解願いたいと思います。

所管からは何も連絡を受けておりませんということで報告させていただきます。

○戸上 健委員 はい、了解です。

○世古安秀委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 起立全員であります。ありがとうございます。

よって、議案の取り扱いについては、そのように決定いたします。

続きまして、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

提出予定の議案第70号、鳥羽市市税条例等の一部改正について、議案第71号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、議案第72号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についての3件については、委員会付託を省略いたしたいと考えます。これに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第70号から議案第72号の3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ご協議いただくことは以上です。

皆さんのほうで何かそれ以外にございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、これもちまして議会運営委員会を散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時14分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年3月27日

議会運営委員長 世古安秀